

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

目黒区長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する届出及び請求を受理し、日本年金機構へ送付する。また、所得が一定以下の年金受給者に対し支給する「年金生活者支援給付金」の支給対象者に係る所得情報を国保連合会を通じ日本年金機構に回付する。 区は、介護保険の特徴用电送システムを通じて回付される給付対象候補者リストデータをUSBに格納し、年金生活者支援給付金システムを使って所得情報を収録する。収録されたデータは介護保険の特徴用电送システムを通じて国保連合会に送られ、日本年金機構に回付される。
③システムの名称	年金生活者支援給付金システム、共通連携基盤システム
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
年金生活者支援給付金支給対象者ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	番号法別表128の項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	区民生活部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	区民生活部国保年金課国民年金係 〒153-8573 目黒区上目黒2丁目19番15号
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	区民生活部国保年金課国民年金係 電話番号(直通):03-5722-9814
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	データの誤入力や滅失・毀損を防ぐためにマニュアルを整備しており、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行い、複数人で確認をしながら作業をすることを厳守しているため、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 住基ネット照会を行う際には5情報による照会を行い、複数人で確認をしながら作業をすることを厳守している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 大野 容一	国保年金課長 松下 健治	事後	
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 及び2取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成29年10月24日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年12月12日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 松下 健治	国保年金課長	事後	
平成30年12月12日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年12月12日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	記載なし	記載あり(様式変更に伴う追加)	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和2年3月3日	評価書名	年金生活者支援給付金に関する事務	年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、所得が一定以下の年金受給者に対し支給する「年金生活者支援給付金」の支給対象者に係る所得情報を国保連合会を通じ日本年金機構に回付する。 区は、介護保険の特徴用電送システムを通じて回付される給付対象候補者リストをUSBに格納し、年金生活者支援給付金システムを使って所得情報を収録する。媒体に収録されたデータは介護保険の特徴用電送システムを使って国保連合会に伝送され、日本年金機構に回付される。	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、年金生活者支援給付金の支給に関する届出及び請求を受理し、日本年金機構へ送付する。また、所得が一定以下の年金受給者に対し支給する「年金生活者支援給付金」の支給対象者に係る所得情報を国保連合会を通じ日本年金機構に回付する。 区は、介護保険の特徴用電送システムを通じて回付される給付対象候補者リストをUSBに格納し、年金生活者支援給付金システムを使って所得情報を収録する。媒体に収録されたデータは介護保険の特徴用電送システムを使って国保連合会に伝送され、日本年金機構に回付される。	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の95の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の95の項並びに主務省令(※)第68条の2 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ <input type="radio"/> ] 委託しない	[ <input type="checkbox"/> ] 委託しない [ <input type="checkbox"/> ] 十分である	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年7月5日時点	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年7月5日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	年金生活者支援給付金システム	年金生活者支援給付金システム、共通連携基盤システム	事前	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の128の項並びに主務省令(※)第68条の2 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	番号法別表128の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和8年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	